



副業・兼業の促進に向けたハローワークの取組や事例について

令和7年4月8日
規制改革推進会議

働き方・人への投資ワーキング・グループ（第3回）資料

厚生労働省 職業安定局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ハローワークにおける副業・兼業が可能な求人の確保とマッチングの取組

現状の取組

- 求人者の人材確保を支援する中で、求人者の意向を踏まえつつ助言等を行いながら、副業・兼業が可能な求人の確保・受理を行い、マッチングに取り組んでいる。
 - ・ 副業・兼業を希望する求職者がフリーワード検索できるよう、副業・兼業が可能な求人の記載ぶりを統一（令和6年3月～）。
 - ・ 副業・兼業を希望する求職者を職員がシステム上で把握できるようにし、副業・兼業が可能な求人へのマッチングに活用（令和6年6月～）。
- ※ 副業・兼業が可能な求人：約16.9万人、副業・兼業を希望する求職者：約3,600人（令和6年6月～令和7年1月）

取組事例

- 副業・兼業可(※)とした教育機関の求人（いわゆるシフト制のパートタイム求人）について、教員経験があつて、一部の時間帯で希望が合致し、兼業を希望する求職者を紹介、充足。
 - ※ 副業・兼業が可能である旨、求人票にも明記
- ハローワーク武生（福井労働局）においては、副業・兼業に取り組む企業に対し、求人の記載方法をアドバイスする独自のリーフレットを作成し、ウェブサイトで公開するとともに、企業説明会での配布、地元自治体や商工会議所に対して周知を依頼。

今後の取組の方向性

（1）副業・兼業を支援する他の関係機関との連携

⇒ 求人受理等の際、求人者から副業・兼業の受入に係る専門的な相談があった場合は、副業・兼業を支援する他の関係機関も案内するなど、関係機関との連携を図る。

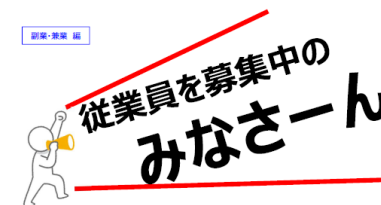
（2）「ハローワークにおける副業・兼業の取扱い」の周知と取組の推進

⇒ ハローワークにおいて副業・兼業に係る求人・求職マッチングを行っている旨の周知を積極的に行うとともに、引き続き、求人者の意向を踏まえた求人作成支援や、求職者とのマッチングを実施。

（参考）求人票への記載の例

2 仕事内容	
職種	【副業・兼業可】
仕事内容	清掃業務です。 * 清掃業務 * Wワーク（副業可、兼業可）の方も歓迎です。

（参考）ハローワーク武生リーフレット



ハローワークを利用して、お仕事を探している方の傾向をお知らせします！

ハローワークを利用して新たにお仕事を探す方のうち、在職中の方の割合が3割を超えています。
在職中の方の中には、Wワーク等、パートやアルバイトを掛け持ちすることで生活を支えようとする、就労意欲・意欲の高い方がたくさんいます。

求人票の記載内容を工夫して、優秀な人材を採用しよう！

◆副業・兼業での採用も歓迎の場合◆
求人票の「職種」欄、「仕事内容」欄に
「副業可」「兼業可」と入力（記入）してください。

※ハローワークの求人票はハローワーク内に設置してある求人検索用PCや個人のスマホ、タブレットなどで検索されています。お仕事を探している方に注目される求人票作成のためのアドバイスや求人説明会の開催などさせていただきますので、お気軽にハローワークにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ハローワーク武生 求人担当 0778-22-4078

(参考) 公共職業安定所(ハローワーク)の役割

- ハローワークは、憲法に定められた勤労権の保障のため、障害者や生活保護受給者の方など民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者や人手不足の中小零細企業を中心に、国が無償で支援を行う雇用のセーフティネットの中心的役割を担うもの。

(令和5年度実績) 新規求職者数450.5万件、新規求人数1027.5万件、就職件数120.8万件、雇用保険受給資格決定件数137.2万件

- ハローワークは、職業紹介、雇用保険、雇用対策(企業指導・支援)の3業務を一体的に実施(※1)することで、増加している就職困難者の方などへの就職支援(※2)を効果的に実施。

(※1) OECDの雇用戦略でも、職業紹介・雇用保険(失業給付)・雇用対策の3機能は統合されるべきと勧告(1994年・2006年)

(※2) 障害者の方に対する関係機関と連携したチーム支援による職業紹介と障害者雇用率達成指導を一体とする支援など

- ハローワーク(544所)の全国ネットワークによる支援(※3)のほか、雇用対策協定(317自治体)に基づく連携施策や、自治体とのワンストップ窓口(341か所)等により、地域密着型の就職支援を実施。

(※3) 東京の本社から一括で求人受理し、全国のハローワークで職業紹介を実施したり、UIターン希望者への職業紹介を実施

(注) 令和7年4月1日時点の数値、雇用対策協定のみ令和7年3月31日時点の数値

- 主要国と比較して少ない職員数(※4)の下、業務システムの刷新や、PDCAサイクルを通じた全ハローワークにおける業績評価・改善の取組を通じて、利用者サービスの向上を推進。

(令和7年度のハローワークの人員体制) 職員数10,466人、相談員数18,140人(令和7年4月1日時点)

(※4) 職員1人当たり労働力人口及び失業者数を比較すると、ハローワークの職員体制は、欧州主要国(ドイツ・フランスなど)より非常に小さい。

組織上の位置づけ

厚生労働省

都道府県労働局

労働基準部

雇用環境・均等部(室)

職業安定部

労働基準
監督署

公共職業安定所
(ハローワーク)

主な業務

職業紹介

- ✓ 職業紹介・職業相談
- ✓ 求人開拓
- ✓ 職業訓練の受講あっせん

就職(人材確保)のためには、企業指導・雇用管理改善支援と一体となった職業紹介や、関係機関と連携したチーム支援が効果的。

失業認定に当たっては、保険者たる国が直接職業紹介を実施し、再就職の意思を厳格に認定することが必要。

雇用保険・求職者支援

- ✓ 失業認定、失業給付の支給
- ✓ 職業訓練受講給付金の支給 等

雇用対策
(企業指導・支援)

- ✓ 障害者雇用率達成指導
- ✓ 高年齢者雇用確保措置導入指導
- ✓ 雇用管理改善支援 等